企画部会ワーキンググループの運営について

令和4年5月27日 企画部会決定

統計法の施行状況及び基本計画案に係る検討のため、以下により、企画部会の下にワーキンググループ(以下「WG」という。)を置く。

1 WGは次の表の左欄に掲げるとおりとし、これらのWGの担当部分は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名称	担当部分
第1WG (国民経済計算)	・ 国民経済計算に関する事項
第2WG(経済統計)	・ 経済統計全般に関する事項(第1WGで担当する 部分を除く)
第3WG(国民生活·社会統計)	・ 国民生活・社会統計全般に関する事項(第1WG で担当する部分を除く)
第4WG(共通基盤)	・ 統計・統計調査に共通する基盤的な事項

- (注) WG間の連携が必要な場合、合同部会の開催等を検討
- 2 WGに属すべき委員は部会長が指名する。
- 3 WGにWG座長を置き、当該 WG に属する委員のうちから、部会長が指名する。WG 座長 は審議の補佐を行わせるため座長代理を置くことができる。
- 4 WG 座長は、その所属する委員以外の委員の参加を求めることができる。
- 5 WG 座長は、特定の事項の審議に関し、学識経験者、各府省及び地方公共団体の関係者等の参加を求めることができる。
- 6 WGの会合については、公開とするとともに、会合で配布された資料及び議事概要をホームページ上で公表する。ただし、WG座長は、必要があると認めるときは、会合や配付資料を非公開とすることができる。
- 7 その他 WG の運営に関し必要な事項は、WG 座長が定める。